

平成25年 第7回

木古内町議会臨時会会議録

平成25年11月 5日 開会

平成25年11月 5日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	2
第1日目（平成25年11月5日）	
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 議案第2号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて	11
日程第 5 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算（第7号）	11
閉会の宣告	13
会議録署名議員の署名	14

平成25年11月 5日 (火) 第1号

- 開会日時 平成25年11月 5日 (火曜日) 午後 1時30分
○ 閉会日時 平成25年11月 5日 (火曜日) 午後 2時22分
-

・出席議員 (10名)

1番	福嶋克彦	6番	竹田努
2番	又地信也	7番	笠井敬吾
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男
4番	吉田裕幸	副議長	9番 東出洋一
5番	平野武志	議長	10番 岩館俊幸

・欠席議員 (なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	新井田勝幸
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
保健福祉課長	中島茂行
まちづくり新幹線課長	福田伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	中尾敦
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
病院事業事務局長	地本隆利
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生
給食センター長	佐藤宏生
農業委員会事務局長	木村春樹
代表監査委員	森井俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子

平成25年第7回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成25年度木古内町一般会計会計補正予算（第7号）	25.11.5	原案可決
議案第2号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	25.11.5	原案可決

平成25年 第7回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成25年11月 5日 (火)

午後1時30分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		行政報告
4	議案 第2号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 制定について
5	議案 第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算 (第7号)

(午後1時30分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(岩館俊幸君) ただいまから、平成25年第7回木古内町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
1番 福嶋克彦さん、2番 又地信也さん。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

- 議長(岩館俊幸君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)
○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

行 政 報 告

- 議長(岩館俊幸君) 日程第3 行政報告。
町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
町長。
○町長(大森伊佐緒君) 議員の皆様方には、時節柄何かとお忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
平成25年第7回臨時会にあたりまして、行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます。
1点目は、職員の懲戒処分並びに今後の防止策についてでございます。

最初に、処分の概要でございますが、被処分者は43歳の男性職員。処分年月日は、平成25年10月23日。処分の内容は、懲戒免職。処分の理由は、地方公務員法第29条第1項第3号及び同法第33条でございます。

2点目は、事案の概要でございます。

被処分者が、平成21年4月から担当していたごみ袋及びごみ処理券の事務処理において、代金の一部を着服していたことが判明いたしました。公金の着服は全体の奉仕者としてあってはならない極めて重大な非行であり、町行政全体の信用を大きく失墜させることになりました。

3点目は、規律違反の防止策でございます。

住民の皆様に対して、行政への不信感を増大させる結果となったことを反省し、全職員へ服務規律や法令を遵守するよう徹底してまいります。

また、住民の負託に応え信頼される公務員像を目指し、非行行為の再発防止に努めるとともに、今後も職員一丸となって綱紀肅正に取り組んでまいります。大変申し訳なく、心からお詫びを申し上げます。

2点目は、道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業に向けたスケジュールの見直しについてでございます。

10月25日、道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会は、開業に向けたスケジュールの見直しを行いました。

見直しの理由につきましては、JR北海道の安全性向上に向けた業務改善の状況を見極めた上で、第三セクター鉄道会社の安全対策について検討する必要があると判断したためでございます。

見直し後のスケジュールにつきましては、10月に予定されておりました経営計画の策定を、平成26年1月から2月に経営計画原案の提示・了承、平成26年3月に経営計画（案）の提示・決定といたしました。

なお、平成26年5月の第三セクター鉄道準備会社設立、平成27年度末の第三セクター鉄道開業については、スケジュールの変更はございません。

なお、次のページにスケジュール表を添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(岩館俊幸君) 町長の行政報告が終わりましたが、質疑があれば。

6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 6番 竹田です。

大変、我が町にとって残念な事態が発生をし、町にとっても不名誉というか不名誉なそういう不祥事が発生をして、そして10月23日付けで懲戒免職の処分をしたとそういう報告であります。ただ、この不祥事、若干事例は違いますが、何年か前にも職員の懲戒処分をしたというそういう記憶があるのですが、その時も同様の事故防止といいますが、「二度とこのようなことのないように」というようなことでの戒め・教訓等が出されたと思いますけれども、ただそのことが今日に経っても生かされていないという、そのことがこういう実態なのかなというふうに思わざるを得ないところです。

それと、町民の中からは、現在の町の財政状況が少し余裕が出てきた、そのことでの気の

緩みと言いますか、そういうことがこういうごみ袋の授受に関わる、携わっていた者にそういう一つの魔の手が襲ったのかなとそういう声も聞かれるところでもあります。

町長は3番で、規律違反の防止策を縷々記載をしていますし、たぶんこのあと開催される町政懇談会等でもこのことについてどうこうという、当然行政からの説明あるいは町民からのいろんな質問等もあるのかなというふうに思っているところでもあります。

それで、具体的に防止策をどうすればこういうことがなくなるという部分を、抜本的な見直しをしなければだめなのではないだろうかと考えます。それで、業務上、いまそれぞれの課の中で、各種の団体で現金を扱う、口座を扱っている部署が何箇所かあるわけであります。まず、努めて現金を取り扱わないような仕組みだとか、極端な話しごみ袋のトラブルがあるのであれば、いま町の財政が少し余裕が出たのであれば、ごみ袋の無償化等もやっぱり内部で検討をすべきではないだろうかと思うのです。それとやっぱり、現在組織の中でグループ制を取っていますけれども、そのグループ制が本当に生かされているのかどうなのか。これは各大係の、いままでの係より大きなグループの体制になるわけですから、そしていろんな情報をみんなで共有しようと。そうすればこういう事故だとかトラブルがあってもどこかで「あっ、これどうだろう」というそういうチェック機能を含めてなっているはずだと思うのですけれども、そのことがはたして生かされているのかどうなのか。このグループ制をこれから組織の見直しを含めて、行革等で検討をしていくという考えはあるのかどうなのか。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) いま、同僚議員から行政報告に対する質疑がありましたけれども、この度の事故とごみ袋云々の話しはこれは別問題だと思うのです。ごみ袋無料化云々に関しては、これは政策ですので今回の町長の行政報告に対する質疑には馴染まないと思いますので、質問者にその部分は削除するように働きかけていただきたい。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後13時40分
再開 午後13時41分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 大変、申し訳ございません。具体的な防止策の提示がなかったものから、ちょっと拡大したというか機構の見直しあるいはごみ袋の無料化この部分については、撤回をさせていただきたいとこのように思っています。

それで、この事件が発生して、いつの時点で不祥事が発覚をしてどういう例えば手順で、先般懇談会の中での報告をいただきましたし、その中での金額の提示もその後ごみ袋の取り扱い業者さんとか、お店屋さんを確認して最終的な金額を示すということでありましたので、いつの時点で発生をしてどういう経過を経て10月23日にこういう処分を決定を下したのか。それと、金額等についても行政報告の中では、代金の一部というふうになっていますけれども、その辺の部分についてもご答弁願いたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のお尋ねのとおり大変残念なことをごさいます、また町にとっても不名誉なことになりました。改めて、議会並びに住民の皆様にお詫びを申し上げるところでございます。

お尋ねにありました、これまでの事故防止策が機能していなかったのではないかという内容でございますが、まさにそのようにご指摘をされても反論するすべがございません。悪いことをしようとすれば、どの職場においてもどのような場面においてもこれはできるわけでございますが、ましてこのような公務員という立場で公金を横領するということはあってはならないことでありまして、当事者は当然悪いのはあります。ですから、大変厳しい処分になったわけでございますが、この状態を確認できないでいた。また、悪いことができないような仕組みをしっかりと構築していなかったということは私のほうに責任があります。これまでの対策は、現金を取り扱う場合は複数で行動をする。あるいは、預金通帳・印鑑はそれぞれ別の者が管理する。このような形で行ってきたわけでございますが、それが担当部署において一人での行動と。今回は印鑑と通帳については、しっかりとしたこれまでの対策は守られていたのですが、現金を取り扱う時に複数でなかったということが反省しなければならない点だと思っております。

したがって、今回の事案を深く反省し現金の取り扱いについては複数で行うというのはもちろんでございますが、より職員にこのルールを徹底して再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、財政状況が比較的良くなってきたので多少の気の緩みがないかというお尋ねでございますが、私はこのこととは別のものと認識をしております。

以上でございますが、いつの時点で発覚をして最終的にはどのくらいの被害があったという内容については、担当のほうから説明をさせます。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま竹田議員からご質問のありました、事件の経過についてご報告を申し上げます。

25年10月16日に発覚をした事案でございます。16日、その日、本人と我々副町長、総務課長、担当課長と本人と会いまして始末書の提出を求めました。その始末書の内容では、公金を着服横領したという事実を認めましたので、それについて懲戒審査委員会の開催を町長のほうから諮問をし、10月21日に懲戒審査委員会を開催し、「懲戒免職処分が相当である」という答申を受けて23日に発令をしたものでございます。

金額の確認につきましては、ごみ袋納入確認調査ということで、ごみ袋を取り扱っていただいて町内24店舗に照会をかけましたところ、9店舗で横領着服をしたという事実がございましたので、その金額につきましては51万3,205円でございます。以上です。

○議長(岩館俊幸君) いいですか。3回目ですから、よろしくお願ひします。

6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 先日、10月24日の議員懇談会で不祥事の説明があった時、懲戒審査委員会を経て諮問・答申そして処分ということで、そのような経過だというふうに説明を受けました。ただ、その前段に審査委員会を開催する前に顧問弁護士に相談をして、そして顧問弁護士さんからこういう事件は早く処理というか処分をしたほうが良いとそういう指導を受けて、懲戒審査委員会が開催されたような説明で我々受けていたのですよね。それは逆ではな

いかというふうに思うのですよ。懲戒審査委員会を開いて、その審査委員会ではこのような処分が出た。それがはたして妥当かどうかというのは顧問弁護士さんに相談をして、最終的にまた審査委員会を開催をして町長に答申をするという。これは10月24日に説明を受けた時は、顧問弁護士さんに協議というか行って、弁護士さんは「早くこういうものは処理をしないでダメだよ」というような指導を受けてきたと。そして、審査委員会を開催したとそういうふうに我々説明を受けたものですから、「これはどうなのだろう」というふうにちょっといま思ったものですから、その辺の確認を含めてそういうものなのかどうなのかという部分も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 議員懇談会での説明がそのように受け止められていたとしますと、若干説明の仕方が悪かったと思います。担当あるいは副町長からこの事件について私は報告を受けました。公金横領ですからこれは懲戒処分ということはまず間違いないわけですので、わかった以上「速やかにやりましょう」という指示をしました。その中で、弁護士のほうに行って「これは速やかにやるべき」という答えをいただいたということでございまして、これは弁護士からのアドバイスではなくて私のほうからの指示でございます。

○議長(岩館俊幸君) ほかに。

8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) 8番 新井田です。

いまの先輩議員とほぼ関連しますけれども、今回の事件はもちろん当事者はもちろんということですが、私は非常に管理体制に深い憤りを感じているとそのように感じているところです。先の議会懇談会でも縷々ご説明がありました。その管理プロセスはいま町長からも若干のその話しはありましたけれども、ほぼ管理体制がなっていないと。何のための管理者なのかという部分が一番問題になっているところですね。まさしくこの事件は、ある意味では起こるべきして起こったと言っても過言ではないぐらいの状況だと思います。苦言ですけれども、いま言った苦言と今後は要望としてやはり同僚議員・先輩議員からもおっしゃられたように、こういう部分のいわゆる前回の不祥事も参考になっていないというお話しもいただきました。これはやはり真剣になってやっぱり考えてもらわないといけない事態だと思います。ですから、町長のほうから規律違反の防止策もこの一部に関しては、やはり抽象論的な一部分もありますが、おそらく反面、内部的には非常に細部にわたって管理体制に対する今後の取り組みはされていると思います。そういう意味で、さらなる管理体制の構築を強くお願いして要望としたいと思います。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 2番 又地です。

規律違反の防止策として、町長のほうから綱紀肅正という言葉が出ましたけれども、そのあとに「悪いことをしようと思えばどこの職場でも悪いことができる」というような言い方した。私は、これは何か本当にそういう表現というのは情けないと思う。情けないというのは前にもそうだ、綱紀肅正。職員一丸となって。だけれども、いくら厳しくしても声を大に張り上げて「悪いことをしようと思えばまたするのだ」というふうに聞こえるのです。これは綱紀肅正に当たらないのですよ。それと、今回は例えば前に教育委員会のほうで不祥事があった。その時にも私も監査委員という立場の中でいろいろ話しをした。やっぱり同僚議

員も言っている。現金を扱うという部分では、複数で当たるといふことと確認をするという部分。ただ今回の場合は、何が原因かと。受払簿がないのです、受払簿が。これは、例えば受払簿をきちんとあれしっていてそして複数の人間、これはごみ袋だとかそれからあれは金券と同じなのですよ、1枚いくらのだから。まず、これは全く管理する側からしたら、全くなっていない。これは例えば、私は前から言っていたのは備品台帳の整備。これは、備品ではないのだけれども、そういう台帳の整備を全くこの部分でもしていないということなのだね。ましてや、金券と同じものの扱いを受払簿もなしにいままでよくやってきたものだと。不思議でどうにもならない、この辺は。その辺は、これから町長も複数でということなので、その辺はたぶんこの部分では改善されていくだろうと思うけれども、ただこのあとにこの行政報告の中では言う必要もないのかもわからないけれども、戒告だとか訓告だとかという部分が出てくる。

過日の議員懇談会の中で出たのですけれども、直属の担当主査が訓告でしたか。それから、課長は戒告と。ただ私は、その部分はちょっと異論があるのですよ。主査に関しては、従来やってきた方法がまずいと感づいた。そして、9月からですか。受払簿の整備をした。「こういうふうにしなないとだめだろう」ということで、整備をしてその方法を取ってきた。それは示していただいた。「やあやあ、最初からこういうのをやっていたら何ら今回の事故はあり得なかつただろう」と私は思うのです。そういう意味では、主査の訓告は私はするべきではないと。前任者はわかりません。まして今回の主査の部分では春ですよ、ことしから。今年度に入ってからの主査です。ずっと自分でこの任に当たってきたけれども、いろいろあれしてきた仕事をしてきている段階で受払簿も何もない、「おかしい」。こういう行政の仕事はあり得ないということで9月1日から、9月に入ってからですか。その帳簿の付け方を受払簿を正確に、例えば斉藤容器さんから何月何日何枚仕入れた。何月何日にどここの販売店にいくらあれした。そして、しめて在庫はいくらというふうな管理をし出したと。こういう点では、私は主査の訓告はあり得ないと、この度の。そう思っているのです。その辺、町長はどんな見解をしてますか。

一にも二にもやっぱり受払簿をなぜしていなかったのか、私達も気が付かなかつたけれども。私も立場上、「やあやあ、私は備品台帳の整備を」ということで声を大きくしてきましたけれども、まあまあそれは後日また備品台帳の件では話しをする部分がありますので控えますけれども。なぜそんな事務処理をさせてきたのだろうと、不思議でどうにもならないのですけれども。ただ、主査の9月から事務改善を主張して実際にそれに取り組んだ主査の訓告に関して、ちょっと町長の見解を伺っておきたい。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 又地議員から現在の主査について、これまでの方法の欠点を指摘し、そして新たな帳簿作りをしたこの功績は大きいと。したがって、訓告という処分についてはすべきではないというご意見でございます。確かに、これまでの仕組みの不手際を指摘し、良いものを作ったというところではこれは認めますが、住民に対しての説明におきまして4月から今日まで担当している中で、この不祥事につきましてもその期間内に行ったということはやはり責任はあるというふうに考えております。したがって、この度の訓告という扱いをさせていただいたところでございます。

○議長(岩館俊幸君) いいですか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 町長、おかしいなそれは、それはおかしい。前回の時も綱紀肅正に一丸となって、一丸となってなぜ綱紀肅正に努めたのになぜその部分で事務の改善に気が付かなかったのか。これはもう管理職さん方、課は違うにしてもみんなの責任ですよ、これは。そしてその仕事に、そのことに欠陥があることをわからないでその仕事をさせてきたのだよ。そして春に、この4月に主査として異動をかけたその人が事務引き継ぎもしたでしょう。した中で、「ああ、これはおかしい」と、自らが事務改善をしたと。これは、町長が前の事故の時に言った綱紀肅正だとかどうのこうのと言っていたそのことよりも、率先してこの主査は仕事をしたと思っているのですよ、私は。私は再考すべきだと思う。そうでなかったら、「やあやあ」と。他の、ここは管理職さん方ばかりですよ。そうしたら管理職さん以下の人は「何だ」と、逆な考えを持つ職員が出ないとも限らないですよ、これは。「何だ、一生懸命やっても同じか」と。ただ単に、「やあやあ、部下がやれば俺達もまた自分の身にも及ぶんだ」と。これは私は反感をと言うか、言い方悪いけれども。逆にそんなふうになるのではないかな、そういう心配は私はしますよ。前の時だって同じです、町長。だから、町長自らがもっと職員に対して厳しくならないとだめなのだ。優しい町長ではだめだ。これは副町長も同じだと思う。職員には「やあやあ、とてもうるさい町長だ。厳しい副町長だ」と言われたいとだめだ。「やあやあ、うちの町長は優しい。うちの副町長はすごく優しく良い副町長だ」、これならだめだ。また出るよ、こういうたぐいのものが。自分の子どもだもの、町長。副町長、自分の子どもだぞ。あとはあまり言わない。あまり優しい町長ではないほうがいい。厳しく、職員にある意味では嫌われる町長のほうがいいよ。こういう問題が何回も出る。そのことだけは言っておきたい。再考を、これは決まってしまったものかわかりませんけれども。審査委員会、懲罰委員会かな。私は、本当にそう思う。素晴らしい主査だと思いますよ、私。「まずい」と気が付いて、4月だ。4・5・6、3か月くらいで引き継ぎして、実際に自分で現場にあたってみた。受払簿も何もない。現金の管理と一緒にだから、これは。1枚いくらだもの。それに気が付いて、9月から実際に受払簿で管理し出したと。素晴らしいことではないかい。そこはやっぱり救ってやるというか、そういう方法があるのではないかと私は思うのです。あとはやめます。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) 5番 平野です。

このような行政報告に対して質問といいますか、発言をすること自体大変苦しいわけですが、私も町民の皆様からいろいろ意見をいただいている以上、この場でしか言えない部分もございますので、何点かお聞きしたいと言いますか、確認をさせていただきたいと思えます。

以前より、私自身も職員の資質向上について町長に質問をした経緯がございます。その際には、「日頃から職員の資質の向上について徹底している」と。あるいは、新人研修でしたりそのような場を借りてここにも書いているとおり、「町民の皆さんに信頼される公務員像を目指している」という答弁がなされました。ですが、このような事例が今回を含めてこの数年の間に複数回出るということは、やはりその部分が足りなかったのではないのかなと正直言わざるを得ない現状だと思います。その部分については、町長もいまこの場でおっしゃ

っておりましたのでよろしいのですけれども。やはり、先ほど先輩議員からも話されたとおり、「全職員への規律や法令を遵守するよう徹底してまいります」、この言葉は十分に受け止めました。ただ、やはり中身がどのようにしていくのかという部分をもう少し私は徹底しなければいけないのではないのかなと感じております。そこで、今回のこの起きた事例については、現金の取り扱いを単独で一人で行ってしまったと。今後は、必ず複数でするようにすると先ほど町長はおっしゃいましたが、それはもちろんいままでもやってしかるべき行為であって、今回のこの事例を受けて改めて何かを改善していくという策ではなかったように思います。それで、やはりいままでルールを決めていてもそれを守っていくのは当たり前なのですけれども、そのルールがあってもこのような事例が起きたということで、やはり先ほど言うような全体の構造改革であったりとか、資質向上のための具体的な策をもうちょっと町長、いま又地議員からも出たとおり厳しく打ち出すべきでなのではないのかなと考えておりますけれども、きょう現在で今後徹底する部分が具体的に新たな策があるのかないのか。あるいは今後、考えていって展開していきたいと思っているのか。それともいままでのまま、さらに厳重にやっていくと3種類くらいあると思うのですけれども、その部分について町長の今後の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 先ほど又地議員からのお尋ねの中にもありましたが、受払簿がこれまでなかったということをごさいます、担当主査のほうで受払簿を作成してそこでチェック機能が働くような仕組み作りができましたので、これは現在行っております。

また、この部署を除いた他の部署においては、現金の取扱いは複数で行っております。この部分だけが複数で行われなかったということをごさいます、ここの部門につきましては複数で取り扱いをします。ただ、人員が限られているということで、これまではものを持って行ってそこでお金をもらっていたということを改めまして、ものを持って行く時は持つて行くだけ。現金の回収については、複数で行くと。このように改めたところでございます。

○議長(岩館俊幸君) 5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) もう少し私が以前から言っているのは、ハードの部分ですね。このように必ず行動をするだとか、出納帳を付けるだとかそういう事務的な管理の部分でしっかりするというのはもちろん当たり前のことだと思うのです。私が一番言いたいのは、やっぱりこのような事例が起きるといのは質と言いますか、本人の気持ち一つでどうとでも変わると思うのです。それは先ほど町長も言ったように、「どのような体制をやってもやれる人はやるんだ、犯罪は起きるんだ」という言葉をおっしゃいましたよね。やっぱり私も先ほど又地議員も情けないという言葉を使いましたけれども同じ考えでして、町長自らがそのような思いであればそれは今後も出るのではないかと想像するわけです。なので、どんな人でも職員がそのような気持ちにならないような取り組みを徹底することが大事だと思います。それはいまこのことを言ったことに対して、「いますぐこの策を取ります」と言うのは難しいと思うのですけれども、やはりこのことを厳粛に受け止めて、心の質を上げる部分について職員としての質を上げる部分についての取り組みを、絶対に取り組むべきだと思いますのでどうか要望になりますけれども、今後一つでも二つでも質を上げるための町長からの指示があることを希望いたします。

それともう一点、竹田議員が先ほど質問しておりましたけれども、町政懇談会ですね。来

週からはじまると思うのですけれども。町政懇談会の中では、今回の事例の部分については触れるのでしょうか。その部分についてお聞かせください。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 町政懇談会の中で、冒頭、住民の皆様にお詫びを申し上げます。そしてまた、内容につきましても触れさせていただきます。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) 4番 吉田です。

話しをちょっと変えまして、2番目の第三セクターの鉄道開業に向けたスケジュールの変更についてであります。これにつきましては、JR北海道の不祥事がありまして新聞等でのような形で変更になっていくということは重々承知であります。しかし、いまだに議会に対してもこの第三セクターでどうなるのかというのがほとんど見えてこないというのが現状です。確かに総合交通体系の中で、いろいろ議論をしているいろんな意見が出てきますが、それがこれから反映されるのかされないのかもわからない感じで、この辺についてはどの時点でどういう形で議会に報告されるのか。そして、本当に「こういう形に決まりました」という時点の時には、もう既にその方式でいってしまうのか。その辺をきちんとしてもらわないと、「ただ延びました」。どうしたら、どこでどういう形で説明をされてどういうふうに議会が対応していったらいいのか。町民の皆さんからいろいろなこの第三セクターの鉄道運営についてはいろいろな意見が出されますが、如何せん議会でもその辺については把握できないというのが現状です。この辺について、たぶん担当課になるとは思いますがご説明をよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) 三セク鉄道開業に向けた協議でございますが、行政報告にもありますとおり、この度スケジュールを変更いたしましたところでございます。協議会、またその前段になります幹事会等は定期的に開催されておりますので、皆様にご報告すべき事項等がございませば、その都度報告しまたご意見も伺った上で対応をしてみたいとこのように考えてございます。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) ないようですので、以上をもちまして行政報告を終了いたします。

議案第2号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第7号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 議案第2号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第7号)については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第1号並びに議案第2号につきましては、一括して上程となりましたので、私からは議案第2号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

今回の改正内容につきましては、附則第33項の次に第34項を追加するもので、町長及び副町長の給与月額について、平成25年11月1日から11月30日までの間、第3条第1項に規定する町長70万円、副町長60万円から100分の10を減額した上で、独自削減措置の町長14万円、副町長9万円を加え、合わせて町長21万円、副町長15万円を減額するものでございます。

改正理由につきましては、平成25年10月23日に行った職員の懲戒免職処分に関し、町長、副町長として自らの姿勢を正し、職員の服務規律の確保や綱紀の肅正について適切な処置を講じ、町民の期待と信頼に応えるよう努力すべきところ、信頼を損なう事態が発生しましたことから、職員を管理・監督する最高責任の立場にある者として減額を提案するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第7号)について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億591万9,000円とするものです。

補正の内容は、特別職等の給与費の減額です。

それでは、詳細について歳出からご説明いたします。6ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金 15万2,000円の追加をお願いします。この度の減額補正による余剰財源につきまして、財政調整基金へ積立するものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

14款 職員給与費、1項 職員給与費、1目 職員給与費、2節 給料 13万円、4節 共済費 2万2,000円、合わせて15万2,000円の減額をお願いします。これにつきましては、本臨時会におきまして、木古内町長等の給与条例に関する条例の一部を改正する条例により、給料の100分の10を1か月減ずる提案を行いました件と合わせて減額をするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) 4番 吉田です。

ただいま、議案の説明がございました。事前に町長からの行政報告の中の事案の中の処分ということで、自らということなのでございますが、この3年以内に2件の不祥事ということで、はたしてこの金額1か月その10%の削減という形で責任を取る。はたしてこれでいいのかなという自分は思いであります。この辺については、規定されているのかいないのかはわかりませんが、この責任の取り方というのははたして先ほどから先輩議員・同僚議員の皆様からたくさん意見をいただいております。これについて、私はこの件につきまして、特に3年以内に起こっているという勘案をすれば、この減額処分は軽いのではないかと私は考えます。その辺の考え方について、説明をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 私と副町長の1か月間10%の減額ということは、適当だと考えております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第7回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

大変どうもご苦労様でございました。

(午後2時22分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年11月 5日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 福 嶋 克 彦

署 名 議 員 又 地 信 也